

平成 26 年 10 月 31 日
中央教育審議会 大学分科会
大学教育部会 資料 2

国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて（方向性）

（見直しの必要性）

- 現行制度においては、留学生が我が国の大学に入学するためには、原則として、我が国の高等学校卒業に相当する 12 年の教育課程の修了が求められている。また、大学院に入学するための資格についても同様に、原則として、我が国の大学卒業に相当する 16 年の教育課程の修了が求められている。
- 留学生に対して、こうした外形的基準に基づいて入学資格を定める趣旨は、国ごとに多様な教育制度について、各国の教育制度のあり方を尊重し、教育内容の相当性に立ち入ることなく、我が国の教育制度との接続を担保するためであると考えられる。
- しかしながら、こうした仕組みは、例えば、中等教育修了までの教育課程が 11 年である場合など、我が国と同様の 12 年・16 年の教育課程に合致しない教育制度を有する外国において教育課程を修了した者については、当該国で教育課程を修了した場合でも、直ちには我が国の大学等に接続することができないことになる。
- これまでは、当該外国における大学等への進学や、我が国における準備教育課程の修了等の方法により、12 年・16 年の教育課程の修了という要件を充足した上で、我が国の大学や大学院に留学するものとされてきたところである。しかしながら、こうした方法では、場合によっては、我が国の大学や大学院への入学資格を充足するために、1 年以上の準備期間を要することとなるため、外国人留学生の中には、日本の大学への留学を見合わせて、必ずしも教育課程の年限を要件としていない国の大学に留学するケースも生じている。
- こうした状況を踏まえて、我が国として留学生を積極的に受入れ、国際化を推進していく観点から、現行の 12 年・16 年の教育課程の修了という要件は維持しながらも、より柔軟な仕組みを検討していくことが必要である。

（大学入学資格の拡大）

- 初等中等教育については、多くの国が教育課程を 12 年以上としているが、今後、我が国への留学生の増加が期待されるロシア等の旧 C I S 諸国や東南アジア諸国の中には、初等中等教育を 11 年としている場合もある。このた

め、これらの国からの留学生については、12年の教育課程の修了要件を充足できないことになる。

- こうした国からの留学生の受入れを推進し、大学の国際化を進めていく観点から、当該国における教育課程について、文部科学省において、我が国の教育課程との相当性や、当該教育課程終了後の大学への進学状況等を個別に確認した上で、対象国を指定することにより、12年に満たない教育課程の国から留学生等であっても、我が国の大学への入学が可能となるように措置すべきである。

(大学院入学資格の拡大)

- 大学の学士課程については、イギリスやフランス、ドイツ、インド、シンガポール、オーストラリア等では、基本的に修業年限は3年とされている。そのため、これらの国において、初等中等教育が12年である場合には、大学卒業時においても、我が国の大学院への入学に求められる合計16年の教育課程の修了要件を充足できないことになる。
- こうした国からの留学生の受入れを推進し、大学の国際化を進めていく観点から、当該国における教育課程が16年に満たない場合でも、学士の学位を有している場合には、学位の質保証の観点から、①認証評価機関等による評価の仕組みが設けられている課程で取得した学位であること、②学士を取得する教育課程が3年以上の修業年限であること、を満たす場合には、我が国の大学院への入学資格を認めることを可能とすべきである。
- なお、認証評価制度の整備状況は様々であることから、認証評価制度に代えて、他国の大学院を含めた大学院への進学状況や外国大学との単位互換や共同学位などの国際的な連携の状況を踏まえて、柔軟に入学資格を認めることも検討すべきである。また、修業年限を6年とする医学、歯学、薬学及び獣医学に係る博士課程への入学資格についても、同様の考え方に基づいて扱うべきである。

(アドミッション・ポリシーを踏まえた入学資格要件の設定)

- 国が定める大学・大学院への入学資格は、あくまでも法令で定める最低基準である。したがって、各大学の判断において、これを上回る基準を設定することを妨げるものではない。

- 各大学は、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、外国の教育課程を修了した学生を含めて、どのような入学資格要件を充足していることが必要か、国の法令を前提とした上で、それぞれが主体的に検討すべきである。